

**高松市立保育所、高松市こども園、高松市立幼稚園及び
高松市小規模保育事業所（以下「保育施設等」と
いいます。）の管理下での負傷等で
医療機関を受診したら・・・**

すべての医療費の自己負担額(保険診療分2割)が合計1,000円以上であつた場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」といいます。)災害共済給付金の給付対象となるため、

医療機関の窓口で、健康保険証のみを提示し、

自己負担額(保険診療分2割)をお支払いください。

◆ 子ども医療証(乳幼児)は使用しないでください。

- 保育施設等管理下の負傷等であることを、医療機関に伝えてください。
- お子さんが通われている保育施設等を通じてセンターの災害共済給付の申請手続きを行ってください。
- センターの審査基準に該当すると、後日センターから災害共済給付金が給付されます。

【自己負担額(保険診療分2割)の合計金額が1,000円未満の場合】

治療が完了するまでの調剤(薬代)分も含むすべての医療費の自己負担額(保険診療分2割)が合計1,000円未満であつた場合は、センターの申請対象となりませんので、医療機関の窓口で子ども医療証(乳幼児医療証)と健康保険証を提示してください。

※詳しくは裏面のフローチャートをご確認ください。

【お問い合わせ先】

◆ 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度について ◆
高松市役所 こども保育教育課 運営支援室保育教育係 電話 839-2368

◆ 子ども医療費助成制度について ◆
高松市役所 こども家庭課 こども医療係 電話 839-2353

保育施設等管理下の負傷等で医療機関を受診した場合

治療が完了するまでの調剤(薬代)分も含む **すべての** 医療費の自己負担額(保険診療分2割)の **合計金額** が…

1,000円以上

センターの災害共済給付制度への申請対象になります。

医療機関の窓口で、健康保険証を提示し、
医療費の自己負担額(保険診療分2割)を支払います。
※ 子ども医療証(乳幼児)は使用しないでください。

お子さんが通われている保育施設等を通じて
センターの災害共済給付の申請手続きを行ってください。

センターの審査基準に該当すると…

センターから災害共済給付金が給付されます。

1,000円未満

センターの災害共済給付制度への申請対象になりません。

医療機関の窓口で、健康保険証と
子ども医療証(乳幼児)を提示します。
※保険診療分2割は、自己負担なしです。

子ども医療証(乳幼児)を使用しなかったが、
センターの審査基準に該当しなかった。又は、子ども医療証
(乳幼児)を使用せず治療が完了したが、医療費の
自己負担額(保険診療分)が1,000円未満だった。
などの場合は…

こども家庭課に、保護者が申請すれば、
支払った医療費(保険診療分2割)が返還されます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ申請する 主なメリット

- ① 医療費の自己負担額(保険診療分2割)に2割分加算され、4割給付されます。
- ② 負傷等の初診から最長10年間申請できるため、小中学校に進学したり、市外に転出した場合でも、治療が継続していればセンターに申請ができます。